

別表２の補足資料 医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）概要及び問合せ先

事業 分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、 実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合は実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	対象経費	県担当
		独法	公立	公的	民間					
A 医療計画等の推進に関する事業	休日夜間急患センター施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	次のいずれかを乗じた額 ・鉄筋コンクリート 139,000円 ・ブロック 120,800円 ・木造 139,000円 (人口10万人以上の場合) 150㎡ (人口5万人以上10万人未満の場合) 100㎡	休日夜間急患センターの新築、増改築に要する工事費等	医務課 027-226-2534
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	150㎡	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築、増改築に要する工事費等	
							CCU	15㎡×心臓病専用病床数(2床を限度)	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数(2床を限度)	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
	救命救急センター施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	2,300㎡	救命救急センターの新築、増改築に要する工事費等	
							SCU	15㎡×脳卒中専用病床数(4床を限度)	SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
							小児救急専門病床	15㎡×小児救急専門病床数(6床を限度)	小児救急専門病床の新築、増改築、改修に要する工事費等	
							CCU	15㎡×心臓病専門病床数(4床を限度)	CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	
							重症外傷専門病床	15㎡×重症外傷専門病床数(4床を限度)	重症外傷専用病室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
							補強	2,300㎡×44,100円	救命救急センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
	小児救急医療拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	150㎡	小児救急医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	
	小児初期救急センター施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	300㎡	小児初期救急センターの新築、増改築、改修に要する工事費等	
	小児集中治療室施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	20㎡×小児集中治療室病床数	小児集中治療室の新築、増改築、改修に要する工事費等	
	小児医療施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	次のいずれかの面積 (都道府県人口規模400万人以上の場合) 1,300㎡ (都道府県人口規模400万人未満の場合) 800㎡ (小児総合病院) 4,000㎡	小児医療施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	
	共同利用施設施設整備事業	○	×	×	○	0.33	—	(特殊診療棟) 300㎡ (開放型病棟) 一般病床(50床を限度) ×13.88(12.56)㎡	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門の新築、増改築に要する工事費等	

別表２の補足資料 医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）概要及び問合せ先

事業 分類	事業区分 （担当係）	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 （面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、 実面積（実単価）が基準面積（基準額）を下回る場合は実面積（実単価）を基準面積（基準単価）とする）	対象経費	県担当
		独法	公立	公的	民間					
A 医 療 計 画 等 の 推 進 に 関 する 事 業 （ 一 部 D）	医療施設近代化施設整備事業	○	×	○	○	0.33	精神病棟	（病棟整備）25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数（150床（300床）を限度） （加算条件）25(15)㎡×整備後の整備区域の病床数（150床（300床）を限度） （電子カルテ）605千円×整備後の整備区域の病床数（150床（300床）を限度） ※病床数の削減が必要になる場合あり	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等に係る新築、増改築、改修に要する工事費等	医務課 027-226-2534
							結核病棟改修等整備事業	（病棟整備）25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数（陰圧化等空調整備を併せて行う場合）15㎡×整備後の整備区域の病床数		
							承継に伴う診療所	次のいずれかの面積 （無床の場合）160㎡ （有床で5床以下の場合）240㎡ （有床で6床以上の場合）760㎡		
							改修等により療養病床を整備する診療所	※診療所 3,841千円×整備後の療養病床の病床数（医療計画上病床非過剰地域に所在する診療所）		
							療養病床療養環境改善事業	※診療所 （機能訓練室）40㎡ （患者食堂）1㎡×療養病床数 （浴室）浴室1か所当たり 11,430千円		
							介護老人保健施設及び診療所	（介護老人保健施設）整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病床数を限度）×4,038(4,845、2,019)千円（併設診療所）160㎡		
	基幹災害拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	0.50	補強	（1）2,300㎡×43,500円 （2）Is値が0.4未満 2,300㎡×206,500円	基幹災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
	地域災害拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	0.50	補強	（1）2,300㎡×43,500円 （2）Is値が0.4未満 2,300㎡×206,500円	地域災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	
	災害拠点精神科病院施設整備事業	○	×	○	○	0.5	補強	（1）2,300㎡×47,500円 （2）Is値が0.4未満 2,300㎡×225,500円	災害拠点精神科病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	障害政策課 027-226-2640
	腎移植施設施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	100㎡	腎移植施設として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は請負費 無菌手術室（機械室及び附属施設を含む。）	感染症・がん疾病対策課 027-897-2729

別表２の補足資料 医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）概要及び問合せ先

事業 分類	事業区分 (担当係)	交付金事業者				調整率	種目	1か所当たり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額。ただし、 実面積(実単価)が基準面積(基準額)を下回る場合 は実面積(実単価)を基準面積(基準単価)とする)	対象経費	県担当
		独法	公立	公的	民間					
	特殊病室施設整備事業	○	×	○	○	0.33	—	1室当たり 64,564千円	特殊病室(無菌室)整備に要 する工事費等	薬務課 027-226-2662
	治験施設施設整備事業	○	×	×	○	0.33	治験専門 外来	100㎡	治験施設の新築、増改築、改 修に要する工事費等	
							治験管理 部門	75㎡		
す等日 るの 事改施 業善設 に環 関境	医療施設耐震整備事業	○	×	△	○	0.5	—	2,300㎡×42,700円 2,300㎡×202,800円(1s値0.3未満の病院に限る) ※1s値0.3未満のメニューに限り、公的団体も交付金 事業者となり得る	医療施設耐震整備として必要 な新築、増改築に伴う補強及 び既存建物の補強に要する工 事費等	医務課 027-226-2534
	医療機器管理室施設整備事業	○	×	×	○	0.33	—	80㎡ × 295,100円(鉄筋コンクリート造に限る)	医療機器管理室の新築、増改 築、改修に要する工事費等	

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「交付金事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会
（(13)及び(17)に限り国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会を含む。）

「民間」…上記以外の者

○…交付金事業者となり得る

×

×…交付金事業者となり得ない

※すべての事業区分について都道府県の負担は任意となっている。